

令和6年度 管理業務主任者本試験 予想正解一覧

問 1	1, 4 (※)	問 11	4	問 21	4	問 31	3	問 41	3
問 2	3	問 12	3	問 22	4	問 32	4	問 42	1
問 3	4	問 13	1	問 23	1	問 33	2	問 43	4
問 4	4	問 14	2	問 24	3	問 34	4	問 44	1
問 5	1	問 15	2	問 25	3	問 35	3	問 45	3
問 6	2	問 16	1	問 26	2	問 36	3	問 46	4
問 7	2	問 17	4	問 27	2	問 37	3	問 47	2
問 8	4	問 18	4	問 28	3	問 38	1	問 48	3
問 9	1	問 19	2	問 29	2	問 39	3	問 49	2
問 10	4	問 20	4	問 30	1	問 40	2	問 50	3

※この予想正解一覧は、後日変更の可能性もあります。

※問 1：次頁に記載

※12/2（月）現在の合格推定点は「37±1点」です。

平柳塾（株式会社 M&K イノベティブ・エデュケーション）

無断複製・無断転載等を禁じます。

【問 1 について】

以下の理由から、肢 1・肢 4 いずれも不適切と判断します。

- ・肢 1：本肢の冒頭には「共有者やその所在が不明な共有建物について」とありますが、これは、民法 248 条の 8 第 1 項の「所有者不明建物管理命令」に関する記述です。他方、末尾には「管理不全建物管理人による管理」とありますが、これは、「所有者が判明している」ことを前提とする別の制度です（管理不全建物管理命令、民法 264 条の 14 第 1 項）。したがって、前半と後半が適合せず、不適切です。
- ・肢 4：民法 258 条の 2 第 2 項によれば、10 年経過後に共有物分割（裁判分割）が可能となるのは、「共有物の『持分』が相続財産に含まれる場合」とされており、「共有物の『全部』が相続財産に含まれる場合」は対象とされていません。したがって、共有物全部が相続財産の場合には、10 年経過後も共有物分割（裁判分割）ではなく、遺産分割手続によることとなりますので、不適切です。